

『へき地教育研究』編集発行要領

【目 的】

- 第1条 「へき地教育研究」（以下「へき研紀要」という）は、北海道教育大学（以下「本学」という）のへき地教育・小規模校教育に係る理論的・実践的研究及び調査の成果を掲載し、へき地・小規模校教育研究の蓄積を図るとともに、へき地・小規模校教育研究の全国的な発展に貢献することを目的とする。あわせて本学へき地・小規模校教育研究センターの当該年度の研究活動報告等を行う。
- 2 へき研紀要は、日本教育大学協会へき地・小規模校教育部門及び全国大学へき地・小規模校教育研究会の会員からの投稿を認めており、全国のへき地教育関係者等のへき地・小規模校教育研究の蓄積と交流を図ることを目的とする。
- 3 掲載された論文は、原則として電子化し、本学へき地・小規模校教育研究センターウェブサイト等のコンピュータ・ネットワーク上に公開し、広く読者の研究・教育等のために活用できるようにする。ただし、へき研紀要に投稿しようとする者（以下「著者」という）は、特別な理由がある場合に限って、コンピュータ・ネットワーク上での公開を拒むことができる。

【発行の時期】

第2条 へき研紀要の発行は、年1回、1月末を原則とする。

【編集委員会】

- 第3条 へき研紀要を編集するために、センター員で構成する編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、第1条の目的にそって編集方針を協議し、受理した原稿についてレフリーの審査に基づき採否を審議する。
- 3 編集委員会は、原稿記載上の注意事項、投稿にあたっての留意事項及び印刷の体裁、その他編集上必要なことを決定する。
- 4 編集委員会は、特別プロジェクト研究の報告書についての編集も行う。

【投稿者および投稿手続き】

- 第4条 へき研紀要に投稿できるファーストオーサーは、本学教職員、日本教育大学協会へき地・小規模校教育部門及び全国大学へき地・小規模校教育研究会の会員及び本学教職員から推薦を受けて編集委員会が適当と認めた者とする。
- 2 単著またはファーストオーサーとしての投稿件数は、1件とする。ただし、依頼原稿は除く。
- 3 著者は、6月末までに題目を本学へき地・小規模校教育研究センター事務室に提出するものとする。
- 4 著者は、次条から第8条に掲げる事項に則り、8月末までに完成原稿を編集委員会へ提出する。

【投稿原稿】

- 第5条 投稿原稿は、へき地・小規模校教育に係る研究論文（学術論文としての規模を有するもの）、研究ノートまたは教育実践記録とする。
- 2 研究論文、研究ノートまたは教育実践記録は、次の3つの領域に属するものとし、以下の各領域の関連については例示を参考にするものとする。
- (1) へき地・小規模校教育に関する基礎的・理論的研究
- (2) へき地・小規模校教育に関する実践研究（実践報告を含む）
- (3) へき地・小規模校教育に関わる地域教育研究

＜テーマの例示＞

- ◇学習指導・複式指導・少人数学級経営・生徒指導に関する領域
 - ・へき地・小規模校の少人数指導・複式学習指導
 - ・へき地・小規模校の教科教育内容
 - ・へき地・小規模校の総合的な学習・地域探究学習
 - ・へき地・小規模校の社会性を伸ばす学級経営
 - ・へき地・小規模校の生徒指導
 - ・へき地・小規模校の特別支援教育
 - ・へき地・小規模校のICTを活かした教育活動
- ◇学校運営・地域連携・教員研修に関する領域
 - ・へき地・小規模校の学校運営

- ・へき地・小規模校の学校-地域連携活動
- ・へき地・小規模校のカリキュラムマネジメント
- ・へき地・小規模校の教員研修

◇特色ある教育活動・特別活動等に関する領域

- ・へき地・小規模校の特色ある教育活動
- ・へき地・小規模校の行事運営

◇へき地校の存続課題・その他（へき地・小規模校教育関連分野で編集委員会が認めたもの）

- 3 投稿原稿は、未発表のもので、かつ内容がオリジナルなものであることとする。ただし、既に口頭発表されているものであっても差し支えない。
- 4 原稿の枚数は、原則として1篇につき40,000字以内とし、刷り上がり頁数（図・表・写真を含む）は、20頁以内とする。なお、冒頭に400字程度で概要を記載することとする。

【倫理的配慮】

第6条 著者は、研究・調査対象者の人権、個人情報及びプライバシーに十分配慮することとする。なお、編集委員会が必要と判断した場合には、著者に対して倫理的配慮の具体の確認及び文言の修正等を依頼する。

【提出方法】

第7条 投稿原稿はMicrosoft Wordで作成し、以下の3点を提出する。

- (1) 原稿提出用紙（様式1）
- (2) A4判でプリントアウトした原稿
- (3) CD等の電子データ：必ずオリジナルを保存し、提出するものには氏名、使用機種名等を明記すること。

【提出様式・形態】

第8条 注をつけ、引用文献等を挙げる場合は、論文内容と最も関係のある学会等が発行する学術雑誌の慣例に従うものとする。

2 図・表・写真については以下のとおりとする。

- (1) 大きさは、完成本に則ってその大きさ（横何字分、縦何行分）を決め、原稿に指定する。字体、行開けなども指定する。
- (2) 挿入位置は、該当原稿用紙の左側の欄外に、赤字で図1、表1などと指定する。
- (3) 原稿1点ごとに別紙とし、小さいものは用紙に貼る。
- (4) 原稿1枚ごとに、右上の角に執筆者名と一連番号を記入する。
- (5) 引用した場合は、必ず出典を明記する。
- (6) 図は、そのまま版下に見えるよう作成する。
- (7) 表は、小数点を縦にそろえるなど特に丁寧に書く。
- (8) 図・表の折り込みは、原則としてしない。
- (9) 写真は最小限にする。原版はカラーでも、印刷はモノクロとなる。
- (10) 図・表・写真（カラー印刷を希望する場合は、特に費用を要する場合は、執筆者の負担とする）。

3 原稿を提出する際には、氏名（ふりがな）、所属（職名その他を含む）、連絡先（住所、電話、電子メールなどのうち、確実なもの）を付記する。

4 原稿及び電子データは、原則として返却しない。

【校正】

第9条 校正は、原則として2校まで著者が行うものとし、校正中の原稿の改変・追加は認めない。

【別刷】

第10条 論文別刷は、50部までを無償とし、これを超える部数（50部単位）は、著者の負担とする。

問い合わせ】

第11条 へき研紀要に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒085-8580釧路市城山1丁目15番55号

北海道教育大学へき地・小規模校教育研究センター気付

『へき地教育研究』編集委員会

電話番号 (0154) 44-3291

FAX番号 (0154) 44-3292

電子メールアドレス kus-hekiken@j.hokkyodai.ac.jp

附 則

この編集発行要領は、平成20年9月29日から施行する。

附 則

この編集発行要領は、平成27年5月24日から施行する。

附 則

この編集発行要領は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この編集発行要領は、平成31年3月7日から施行する。

附 則

この編集発行要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この編集発行要領は、令和3年4月1日に施行する。

附 則

この編集発行要領は、令和5年5月17日に施行する。